

第7回八女市教育委員会会議録

(平成28年9月定例会)

日 時 平成28年9月28日(水)
自 午後2時00分
至 午後3時45分

場 所 八女市役所 301会議室

教育長及び出席委員	教 育 長	西 島 民 生
	職務代理者	内 藤 昭 典
	委 員	金ヶ江 悦 子
	委 員	山 崎 久美子
	委 員	加 藤 哲 英

事務局	学校教育課長	持 丸 末 喜
	人権・同和教育課長	平 島 隆 夫
	学校教育課総務係長	栗 山 哲 也
	学校教育課学務係長	江 崎 由 美
	指 導 主 事	橋 爪 伸 行
	指 導 主 事	栞 山 俊 朗
	指 導 主 事	橋 爪 英 典
	指 導 主 事	中 尾 薫

議案第13号 八女市教育委員会事務決裁規程の一部改正(案)

議案第14号 八女市教育委員会文書規程の一部改正(案)

教育長 ただいまから平成28年度第7回八女市教育委員会を始めます。
それでは、議案第13号「八女市教育委員会事務決裁規程の一部改正(案)」について説明を事務局からお願いします。

議案第13号 八女市教育委員会事務決裁規程の一部改正(案)

事務局 議案説明

教育長 何かご意見・ご質問はありませんか。

A委員 改正内容は専決事項に関するものですが、課長専決を上級職の教育次長が代決することがいかなものかと疑問を持ちます。通常、専決事項の代決は、その下級職の者が行うものだと思いますが。

事務局	今回の改正は、緊急を要する支出命令に関する事項に限っての代決であり、市長部局の例に倣ったものです。
A委員	今後の研究事項で良いですが、通常は上司が代決するものは無いと考えます。
教育長	この議案については、今回採決せずに保留にします。
B委員	例規文の書き方で、接続助詞が連続するなどの場合は、もう少しスムーズな書き方が出来ないのかなと思いました。修正を求めているものではありませんが、なかなか読みづらい文章に思えました。
A委員	参事補佐兼係長には、代決権はないのですか。
事務局	参事補佐には、決裁権が付与されていないので、代決は出来ないことになっております。
C委員	他の部署でも同じような決裁が生じると思いますが、他部署ではこのような疑問は出なかったのでしょうか。これまでも部長が代決してきたのでしょうか。
事務局	今回、会計課から指摘があるまでは、例規に倣い市長部局では所管の部長が代決していたものと認識しています。
教育長	この議案については、継続して事務局で研究をお願いします。 次に、議案第14号「八女市教育委員会文書規程の一部改正（案）」について説明を事務局からお願いします。
議案第14号 八女市教育委員会文書規程の一部改正（案）	
事務局	議案説明
教育長	何かご意見・ご質問はありませんか。 改正後の様式では、校長は2回決裁印を押すこととなりますね。
事務局	今回、市監査委員の指導を受けて改正を行うものですが、本庁内の公印の押印においても、所属長の決裁が終わっていることを確認した上で、公印押印の許可として公印管主者欄に私が押印する事もありますので、学校においても校長不在の折などは、教頭が押印を許可することも想定されます。
教育長	それでは、議案第14号は、原案のとおり承認致します。

協議事項

- (1) 後援依頼（4件）

報告事項

- (1) 後援依頼（専決分3件）
- (2) 八女市上陽地区における義務教育学校設置検討委員会要綱の制定
- (3) 全国学力・学習状況調査結果
- (4) 八女市人権学習指導資料活用授業公開

- (5) 「八女市教育の日」事業
- (6) 八女市議会（9月定例会）の概要

その他

- (1) 次回10月定例会教育委員会
 (案) 10月26日(水) 午後2時00分 301会議室
- (2) 福岡県市町村教育委員会教育委員研修会
 11月11日(金) 午後2時00分 福岡リーセントホテル
- (3) 南筑後地区教育委員会連絡協議会研修会(情報交換会)
 11月30日(水) 午後2時30分 南筑後教育事務所
 午後5時45分 こがね荘